

議 会 資 料	議案第 15 号
観光課	

志摩市阿児の松原地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について

1. 条例を制定する理由

地域の活性化や市民間の交流を促進していく拠点として、志摩市阿児の松原地域活性化センターの設置及び管理に関する条例を新たに制定します。

また、本条例の制定に伴い、阿児の松原スポーツセンターの設置及び管理に関する条例を廃止し、既存のテニスコート等の利用を終了します。

2. 新規制定する条例の要点

施設の名称を「志摩市阿児の松原地域活性化センター」として定め、地域の活性化や市民間の交流を促進していく拠点としていきます。

また、条例制定に合わせて指定管理者制度の導入も可能とする条文も規定します。

3. 改正による効果等

本条例の制定により、住みよい地域社会を形成し、地域の活性化及び市民間の交流を促進することが出来ます。

志摩市阿児の松原地域活性化センターの設置及び管理に関する条例施行規則
(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、志摩市阿児の松原地域活性化センターの設置及び管理に関する条例(令和6年志摩市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用券及び利用の申請)

第2条 条例第6条第1項に規定する利用券の様式は、様式第1号とする。

2 志摩市阿児の松原地域活性化センター(以下「地域活性化センター」という。)の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、志摩市阿児の松原地域活性化センター利用許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(利用の許可等)

第3条 市長は、前条に規定する申請書を受理し、利用を許可したときは志摩市阿児の松原地域活性化センター利用許可通知書(様式第3号)を、利用の許可をしないときは志摩市阿児の松原地域活性化センター利用不許可通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(利用の許可の変更)

第4条 前条の規定により地域活性化センターの利用の許可を受けた申請者(以下「利用者」という。)が、利用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、志摩市阿児の松原地域活性化センター利用変更許可申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理し、利用の許可を受けた事項の変更を許可したときは、志摩市阿児の松原地域活性化センター利用変更許可通知書(様式第6号)により利用者に通知するものとする。

(利用の許可の取消し等)

第5条 利用者は、利用開始前に地域活性化センターを利用しないこととなったときは、志摩市阿児の松原地域活性化センター利用取下届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第7条の規定により地域活性化センターの利用の許可を取り消したときは、志摩市阿児の松原地域活性化センター利用許可取消通知

書(様式第8号)により利用者に通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(使用料の納付)

第6条 条例第8条第1項に規定する使用料は、前納しなければならない。

(使用料の免除の基準)

第7条 条例第8条第2項に規定する使用料の減額又は免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市が行政上の必要により利用する場合
- (2) 市内に所在する公立学校及び公立幼稚園等が教育の目的で利用する場合
- (3) 社会教育又は青少年の健全育成のために組織されている団体等が、その活動目的の達成のために利用する場合
- (4) その他市長が特に認めた場合

(指定管理者による管理)

第8条 条例第10条第1項の規定により地域活性化センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条から第5条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条及び前条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式中「志摩市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、地域活性化センターの管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(志摩市阿児の松原スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)
- 2 志摩市阿児の松原スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成16年志摩市規則第152号)は、廃止する。